

令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点（審査員5人の合計）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

| | |
|------------------|--------|
| (1) 業務に対する考え方 | (50点) |
| (2) 業務の内容 | (350点) |
| (3) 実施体制及びスケジュール | (50点) |
| (4) 経費見積書 | (25点) |
| (5) 県が推進する施策への取組 | (25点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和8年3月26日（木）午後1時30分（予定）

場所 オンライン（Zoomにて開催します）

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社25分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合点数が300点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

| 審査の項目 | 審査の視点 | | 配点 | |
|--|--|---|-----|-----|
| (1) 業務に対する 考え方 | 現状や課題を踏まえ、事業目的を理解した提案がされているか | | 50 | |
| (2) 業務内容 | 企画 | 開催日等の企画内容に、事業効果を高めるための工夫や狙いが含まれた提案になっているか | 50 | 350 |
| | 広報 | 「合同企業説明会（対面形式）」、「学生向け合同企業説明会（対面形式）」のそれぞれについて、主な参加者のターゲットの違いを踏まえて提案がされているか | 100 | |
| | | 本事業の目的を達成するために、効果的な周知方法や広報手段が提案されているか | | |
| | 合同企業説明会 （対面形式） | 本事業の目的を達成するための効果的な手法や当日のプログラムを提案されているか | 100 | |
| | | 求職者が積極的に参加し、出展企業との面談数を増やす工夫や施策が提案されているか | | |
| | 学生向け 合同企業説明会 （対面形式） | 本事業の目的を達成するための効果的な手法や当日のプログラムを提案されているか | 100 | |
| 学生が積極的に参加し、出展企業との面談数を増やす工夫や施策を提案されているか | | | | |
| (3) 実施体制及び スケジュール | 業務を円滑に実施できる体制が整っているか。また、スケジュールについても、具体的かつ現実的な提案となっているか | | 50 | |
| (4) 経費見積書 | 事業執行に必要な経費が適正に積算されているか | | 25 | |
| (5) 県が推進する 施策への取組 | 県内事業者（高知県内に本店を有する者）であるか | | 25 | |
| | 「トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし」のいずれかの認証を受けているか | | | |
| | 「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか | | | |
| | 「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか | | | |
| 総合点数 (審査員5人の合計) | | | 500 | |